

介護・看護状況申告書 証明様式②

(あて先) 保健福祉センター 所長

保護者記入欄

氏名 (西暦) 年 月 日生 (施設・事業名)

介護・看護者氏名 続柄(児童の)

※ 介護・看護者記入欄 (介護・看護を受ける方については、住所・氏名が記入された申請書を出してください。)

氏名 性別 年齢(歳) 住所(市町村) 電話番号

介護・看護を受ける方 氏名 性別 年齢(歳) 住所(市町村) 電話番号

介護・看護状況 入院・通院(通院) 月・週 日曜日、在宅

介護・看護内容 介護・看護の内容(介護・看護の種類、介護・看護の回数、介護・看護の時間、介護・看護の場所、介護・看護の担当者、介護・看護の費用、介護・看護のその他の事項)

その他(その他)

※ 介護・看護の状況について記入してください(月曜日～日曜日の場合は「前日」を記入してください。)

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	備考
8:00 ~								病院通院介護
8:00 ~								
9:00 ~								在宅介護
10:00 ~								
11:00 ~								在宅介護
12:00 ~								
13:00 ~								在宅介護
14:00 ~								
15:00 ~								在宅介護
16:00 ~								
17:00 ~								在宅介護
18:00 ~								
19:00 ~								

介護・看護を事由とされる方は、こちらをご記入ください。

介護・看護をうけられる方の

- ・身体障がい者手帳
- ・精神保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・受給者証
- ・介護保険証(認定を受けたもの)
- ・診断書(疾病・障がい状況申告書)

などいずれかが必要です。

疾病・障がい状況申告書 証明様式③

(あて先) 保健福祉センター 所長

保護者記入欄

氏名 (西暦) 年 月 日生 (施設・事業名)

介護・看護者氏名 続柄(児童の)

※ 医療機関受診記入欄 (診断書料が必要。なお、申込者本人が記入した場合は無効となります。)

氏名 性別 年齢(歳) 住所(市町村) 電話番号

医療機関受診状況 診療科目(内科・外科・小児科・その他) 日曜日、その他

診断書料 診断書料の支払状況(診断書料の支払状況)

※ 本人記入欄

氏名 性別 年齢(歳) 住所(市町村) 電話番号

医療機関受診状況 診療科目(内科・外科・小児科・その他) 日曜日、その他

診断書料 診断書料の支払状況(診断書料の支払状況)

※ 障がい者記入欄

氏名 性別 年齢(歳) 住所(市町村) 電話番号

障がい者記入欄



主治医に記入してもらってください。

介護・看護受ける疾病の方の診断書もこちらになります。

診断書料がかかります。

保護者が記入する欄です。

同居の親族（20 歳以上 65 歳未満）または
自宅から 1 km 圏内に居住する 65 歳未満の祖父母用証明
ご提出がないと、利用調整時に減点の対象となります。



お勤めの場合は「外勤」欄と
《証明欄》を会社で記入し
 てもらってください。

自営業の方はこちらをご記入いただき、営業許可証、確定申告書の控えなど自営業を証明する書類を添付してください。



疾病の場合は、【疾病欄】と
《証明欄》を主治医に記入
 してもらってください。
 診断書料がかかります。

介護・看護理由の方は、こちらをご記入いただき、介護される方の介護保険証や身体障がい者手帳などのコピーを添付して下さい。

保育理由証明及び申告書

(祖父母等用) ※保護者の証明には使用できません。

保護者以外の20歳以上85歳未満の同居の親族(祖父・祖母・おじ・おば・きょうだい)等3人(保護者住所から徒歩10分以内)のうち最年長の親族等について、保育が可能な理由とある場合、提出してください。3枚以上必要なのは、区保健福祉センター保育担当へお申し出ください。

種別	内 容	記入方法
外勤	氏 名	氏名(漢字・平仮名)
	勤務形態	勤務形態(フルタイム・パート・アルバイト・派遣)
	通常の勤務時間	時 分～ 時 分 通常の勤務日 月・火・水・木・金・土・日
自営業	氏 名	氏名(漢字・平仮名)
	事業所所在地	自宅・自宅外()
	通常の就業時間	時 分～ 時 分 通常の就業日 月・火・水・木・金・土・日
出産	出生(予定)日	年 月 日 (時 分)
	氏 名	児童上級保護者
	病 状	管見見込み期間 年 月 日～ 年 月 日
介護・看護	介護・看護の理由	児童上級の親類
	介護・看護の場所	児童上級の親類
	介護・看護の状況	在宅・在宅外()
内職	氏 名	開通(予定)年月日
	作業内容等	開通(予定)年月日
	作業時間等	月・週 日/1日あたり 時間程度
通学	氏 名	入学(予定)年月日
	通常の通学時間	時 分～ 時 分 通常の通学日 月・火・水・木・金・土・日
	通学の経路等	月・火・水・木・金・土・日
《証明欄》原則主・事業主・医師・発注者の方が記入してください。(療養以外の証明の場合、押印省略可) 上記のとおりお述べていただきます。 西暦・令和 年 月 日 印 在 場 名 称・代表者 電 話 (代表担当者) (電話)		
保護者の申告書(上記の種別以外の場合、具体的に記入してください)		
その他		



どんな施設がおすすめですか？



自宅から無理なく通える施設をおすすめしています。

お仕事をされている場合、自宅から施設まで、施設から会社までの距離や施設の開設時間等を踏まえて検討してください。また、園の雰囲気や、施設と保護者さまの保育方針が合うかなどを判断するため、施設への見学や問い合わせをお勧めしています。



保育施設の保育料は公立と私立では違うの？



大阪市の認可している保育施設は、公立、私立、認定こども園、小規模保育事業所のいずれも保育料は同じです。ただし、保育料以外に施設により徴収される料金があります。ご入所を考えられている施設には制服、体操服などが必要となるのか、毎月の園に支払う諸経費はどのくらいなのか等、各施設に直接ご確認ください。



きょうだいで入所していて、上の子が3歳児クラスになり無償化の対象となった場合、下の子の保育料はどうなりますか？



引き続き2人目以降は無料の多子軽減が継続されます。



令和8年4月からの保育施設利用申込みをして、もし入所が決まらなかった場合、5月からの申込みを改めてする必要がある？



改めて申込みをしていただく必要はありません。保育施設の申込みは、一度申込書を提出していただくとその対象年度中（3月入所分まで）は有効です。例えば、令和8年4月からの保育施設の申込書を提出し、入所が保留となった場合、令和9年3月入所まで有効です。ただし、申込みの取り下げや一旦内定した園を辞退した場合は、改めてお申込みが必要です。

※一斉入所終了後の5月以降、入所が決まらなかった全ての方と、新たにお申込みされた方を対象に、毎月途中入所の利用調整を行っています。希望園に空きが出て入所可能となった場合は、入所月の前月半ば迄に区役所より個別にご連絡いたします。



空き状況が「0人」になっている保育施設を希望の施設として申込みしてもいいの？



空き状況を0人で公表している保育施設でも、希望の施設として申込みしていただけます。保育施設の空き状況は公表日現在の情報です。年度途中利用であれば毎月1日、一斉入所の場合は9月上旬頃に大阪市のホームページより公表予定としております。

0人となっても児童の退所等により公表後に変更となる場合があります。



保育施設の申込書には希望の施設を第6希望まで書く欄がありますが、第6希望まで保育施設を記入しないと選考で不利になる？

不利にはなりません。

希望の施設が第6希望までなければ、希望される範囲でご記入ください。

ただし、希望の施設を多く記載いただいた場合は、選考対象となる施設が多くなるため、入所の可能性は高くなります。

なお、登園に無理がある、保育方針が合わない等で内定後に辞退をされた場合、その年度内の再度のお申込み時には5点の減点となります。入所後の生活をイメージして本当に通える保育施設を精査したうえでご記入ください。



妊娠した場合、現在入所中の子（上の子）は保育施設を退所になるの？

保護者の妊娠をもって、退所していただくことはありません。保育事由を「妊娠・出産」に変更する届出をしていただくことで、出産予定日の8週（多胎妊娠は14週）前から出産日を起算として8週間を経過した日の月末までご入所を継続していただくことができます。

また、その後も次のいずれかの方法により、既定の期日まで継続入所が可能です。

① ご出産された子ども（下の子）において、育児休業を取得される場合

保育事由を「育児休業」に変更する届出をしていただくことによって、現在入所中の子ども（上の子）は、ご出産された子ども（下の子）が満1歳を迎えてから最初の年度末まで入所が可能です。

② ご出産された子ども（下の子）において育児休業を取得されない場合

保育事由を他の事由に変更する届出をしていただく必要があります。

「就労」、「就学」等の保育事由に変更する届出をしていただくことで、現在入所中の子ども（上の子）のご入所が可能です。

また、一旦退職されている場合には保育事由を「求職活動」に変更していただくことで、届出のあった日より90日を経過する日の月末まで、現在入所中の子ども（上の子）の入所が可能です。ただし、保育事由を「求職活動」にされる場合、90日を経過する月の5日までに、翌月からの保育事由を変更する手続きを済ませる必要があります。

※「求職活動」を保育事由にして入所し、期日までに保育事由が変更できなかった場合90日を経過する月の月末で一旦退園となり、保育施設への新規利用申込が必要となります。（再度選考を行うため、必ず再入園できるとは限りません。）



港区以外の区の保育施設は申込できますか？



申込みいただくことは可能です、希望園記載欄の箇所にご希望の他区園名を記入してください。なお、申し込み窓口は港区に住民票がある場合は港区となります。



保育園を利用していますが他の保育園に通うことは可能ですか？



可能です。ただし、転園申し込みとなるため、保護者の点数が半分となる場合があります。転園の申し込みには、新規の申請と同じく申請書一式をご提出ください。



令和7年 9月4日（木）～	区役所、各保育施設にて利用申込み配布開始
9月8日（月）	令和8年4月1日の空き情報公表
	9時～利用申込オンライン予約開始
10月1日（水） ～10月15日（水）	利用申込み受付
10月28日（火）	申込み状況を大阪市ホームページ上で公表
11月17日（月）	期限内に申込みされた方の希望園の変更 不足書類の追加提出
令和8年 1月26日（月）	選考結果通知発送 ホームページ等での2次調整空き情報公表
1月9日（金） ～2月6日（金）	2次調整受付期間（※1）
2月27日（金）	2次調整結果通知
2月初旬 ～3月末日まで	随時、各園でオリエンテーション、健康診断等が実施されます

※1）1次調整の結果利用者が施設等の受入れ可能数に満たなかった場合のみ、2次調整を行います。

＜5月以降の途中入所＞

～入所を希望する月の前月5日	区役所にて随時利用申し込みを受付 例：10月入所希望 →9月5日締切（土日祝日の場合、翌開庁日）
入所希望前月の20日頃	選考結果通知 （内定の場合は電話、保留となった場合は通知のみとなります。）
～入園まで	各園でオリエンテーション、指定医による健康診断等が実施されます。

※ 選考結果が「保留」となられた（入所できなかった）方は、年度内においては毎月行われる利用調整の対象となります。年度途中で入所可能となった際にはご連絡いたします。次年度4月以降は一斉入所申込が必要です。

